



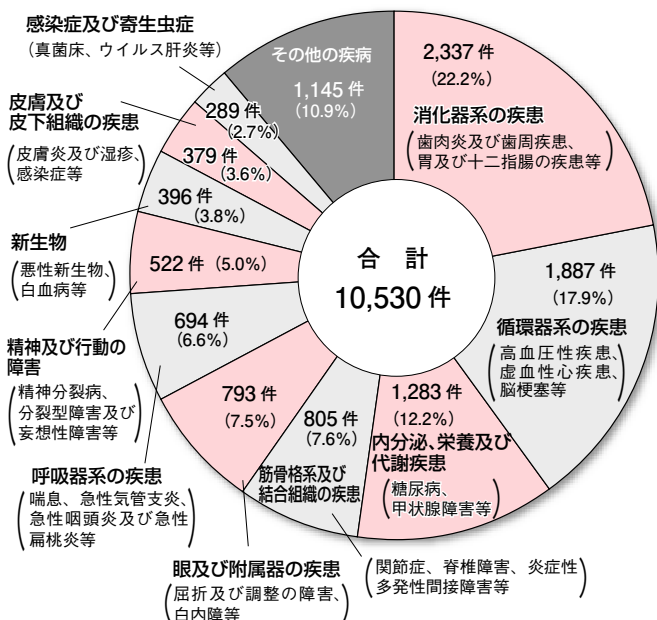
国保税額影響額表 (年額) ※収入1人の場合

(単位:円)

給与収入	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
給与所得 (自営の方は所得)	33万円	35万円	122万円	192万円	266万円	346万円	426万円	510万円	600万円	690万円	
年金所得者以外 65歳未満	1人	改正前	19,600	54,800	165,400	243,900	326,900	416,600	506,200	598,500	664,400
		改正後	17,700	49,900	153,900	228,200	306,600	391,400	476,200	565,400	644,600
		増減	△1,900	△4,900	△11,500	△15,700	△20,300	△25,200	△30,000	△33,100	△19,800
	2人	改正前	31,000	54,000	203,400	281,900	364,900	454,600	544,200	623,800	680,000
		改正後	28,000	49,000	188,200	262,500	340,900	425,700	510,500	599,700	665,600
		増減	△3,000	△5,000	△15,200	△19,400	△24,000	△28,900	△33,700	△24,100	△14,400
年金収入	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
年金所得	28万円	30万円	112.5万円	187.5万円	262.5万円	346.5万円	431.5万円	516.5万円	605万円	699.5万円	
年金所得者 65歳未満	1人	改正前	19,600	19,600	154,800	238,800	322,900	417,100	512,400	603,900	667,700
		改正後	17,700	17,700	143,900	223,400	302,900	392,000	482,100	572,200	647,600
		増減	△1,900	△1,900	△10,900	△15,400	△20,000	△25,100	△30,300	△31,700	△20,100
	2人	改正前	31,000	31,000	192,800	276,800	360,900	455,100	550,400	628,500	680,000
		改正後	28,000	28,000	178,200	257,700	337,200	426,300	516,400	606,500	668,600
		増減	△3,000	△3,000	△14,600	△19,100	△23,700	△28,800	△34,000	△22,000	△11,400
年金収入	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
年金所得	0万円	0万円	80万円	180万円	262.5万円	346.5万円	431.5万円	516.5万円	605万円	699.5万円	
年金所得者 65歳以上	1人	改正前	16,500	16,500	88,900	195,600	274,500	354,800	436,100	513,900	577,700
		改正後	14,600	14,600	81,300	180,700	254,500	329,700	405,800	481,900	547,600
		増減	△1,900	△1,900	△7,600	△14,900	△20,000	△25,100	△30,300	△32,000	△30,100
	2人	改正前	25,900	25,900	114,000	226,900	305,800	386,100	467,400	538,500	590,000
		改正後	22,900	22,900	103,400	208,300	282,100	357,300	433,400	509,500	568,600
		増減	△3,000	△3,000	△10,600	△18,600	△23,700	△28,800	△34,000	△29,000	△21,400

- 65歳未満の世帯は73万円、65歳以上の世帯は63万円を超えて課税されません。
- 年齢の区分は平成23年1月1日現在で判断してください。
- 試算の税額は法定軽減を適用した後の年間の税額です。

国保加入者の疾病分類件数の状況 (図3)



国保加入者の疾病の状況

図3のグラフは、本市の国保加入者が平成22年5月の1カ月間に医療機関を受診した件数とその疾病別の分類です。このグラフから、生活習慣病である消化器系、循環器系などの疾患、がんなどの疾病が、全体の5割以上を占めていることがわかります。

生活習慣病は、自覚症状のないうちに進行します。そんな時、健康診断が威力を発揮します。自覚症状のない初期の段階でも、健診で早期発見できれば、病気の芽

をいち早く摘みとることができます。また、病気を予防することは医療費削減につながり、保険料の値上げを抑えることにもなります。

医療費通知にご理解を

国保では、2カ月ごとに医療費の総額等をお知らせしています。自分の健康に関心を持っていたり、医療費の適正化と国保の健全運営のために行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。